

## 大学法人の職務発明規程の改定取消に対する山形大学職員組合の声明

2015年9月9日の教育研究評議会において、2014年11月1日に施行された職務発明規程及び関連規程の規則改正を、役員会が「改正等の前提となる国立大学法人山形大学職務発明規程の改正手続きに不備があったことから、関連する一連の改正等を取り消し白紙に戻すものとする。なお、これに伴い、改正後の規定に基づき処理した案件については、改正前の規定に基づき処理し直し、不利益がある場合は回復させるものとする」ことを決定したとの報告が了承された。

我々職員組合はこの職務発明規程の改定が労働契約法及び学内規則に違反するものであることを当初より指摘し、法人側と労使交渉を行い、改定を行わないように求めてきた。法人が改定を断行して施行したことに對して、組合は、2014年11月26日に、山形県労働委員会にあつせんを求める申立てを行った。12月26日に法人側にあつせんを受けるように労働委員会の担当者が訪れて、話し合いがもたれ、法人もようやくあつせんを受けたことから、2015年3月4日午後1時半から山形県庁でのあつせんが実現した。しかしながら、法人は改定した職務発明規程の撤回と再交渉を受け入れず、あつせんは不調に終わった。これに對して、組合は、6月22日に山形県労働委員会に不当労働行為の救済申立を行い、受理されて手続きが進んできた。この経過を経て、今回の白紙撤回の決定が行われたものであり、我々組合の当初からの主張が全面的に正しかったことを明白に示すものである。

組合は、まず、「改正後の規定に基づき処理した案件については、改正前の規定に基づき処理し直し、不利益がある場合は回復させるものとする」との決定が、誠実に実施されるか否かを注視していく。

今回の決定に関しても、組合に對して直接の連絡が法人側により行われておらず、こうした法人の態度は極めて遺憾である。国立大学法人が法令の遵守に努めることは国立大学の責務の一つである。法人が労働法関係法令を誠実に遵守することを改めて要求する。

労働契約法第18条は、有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換を定めている。にもかかわらず、法人は非常勤職員の通算した契約期間が5年間を超えないように企図することにより、労働契約法を実質的に脱法する不当な措置をとってきた。労働契約法は労働者を一方的に優遇する法令ではなく、優れた人材の登用を可能にして合理的な労使関係を形成する法令である。この法令を有効に活用する民間企業に比して、法人の対応は極めて拙劣である。

日本国憲法第23条は「学問の自由は、これを保障する」と定めているが、学問研究の自主性の要請は、特に大学について「大学の自治」を認めることとなり、大学の自治の内容として特に重要なものは、人事の自治と施設・学生の管理の自治の二つであるとされてきた。しなしながら、現在、教授会および評議会の権限縮小と学長への権限集中により、自己統治としての民主主義・大学の自治は学内から失われてきている。

この中において、労働組合は法人側と対等な立場で交渉することができる合法的な機関であり、その意義はかつてなく高まっている。

本来の大学の自治と民主化を求める、非常勤教職員を含む教職員の皆さんが、我々山形大学職員組合に結集するように、強く呼びかける。

職員組合に対する問い合わせ先 職員組合書記局  
shokikyoku@yu-union1.kj.yamagata-u.ac.jp  
電話 023-628-4178 (内線4178)